

○法務省令第五十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四百十八条（他の法令において準用する場合を含む。）及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

法務大臣 山下 貴司

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加

える。

改正後	改正前
<p>第三十一条の三 会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人（以下この条において「代表者等」という。）の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請をする者は、当該住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表者等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表者等住所非表示措置を講ずべき代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。</p>	<p>第三十一条の三 株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下この条において「代表取締役等」という。）の住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表取締役等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表取締役等住所非表示措置を講ずべき代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この条において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）であつて、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられているものを除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。</p>

一 上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合（次号の場合を除く。） 次のイからハまでに掲げる書面

イ 登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該会社の本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあっては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）がその所在場所において実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあっては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）を確認した結果を記載した書面又は当該会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあっては、日本における代表者の住所）に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書

一 上場会社以外の株式会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。） 次のイからハまでに掲げる書面

イ 登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面又は当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

面

ロ 代表者等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表者等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ 登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行った当該社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。）の交付又は同告示第二条

ロ 代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表取締役等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ 登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行った当該株式会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該株式会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条に

の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二 上場会社以外の会社の支配人の住所について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合 前号ロに掲げる書面

三 上場会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合 金融商品取引所に当該会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

2 既に代表者等住所非表示措置が講じられている会社（前項第二号の代表者等住所非表示措置のみが講じられている会社を除く。）について、同項の規定による申出をする場合には、同項第一号イ及びハに掲げる書面又は同項第三号に定める書面の添付を要しない。

3 登記官は、第一項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

4 代表者等住所非表示措置が講じられている会社の登記の申請があつた場合において、代表者等住所非表示措置が講じられている代表者等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表者等の住所につき、引き続き代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

において同じ。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二 上場会社以外の株式会社（既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社に限る。） 代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

三 上場会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。） 金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

「項を加える。」

2 登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

3 代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があつた場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

5 登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表者等住所非表示措置を終了させるものとする。

一 代表者等住所非表示措置が講じられた会社から代表者等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 代表者等住所非表示措置が講じられた会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき（当該会社が日本における所を設けていない外国会社である場合にあっては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）又は上場会社であつた当該会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三 代表者等住所非表示措置が講じられた会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

6 代表者等住所非表示措置が講じられた会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表者等住所非表示措置を希望しない代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任に

4 登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものとする。

一 代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき又は上場会社であつた当該株式会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三 代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

5 代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、

よる代理人の権限を証する書面に当該会社が登記所に提出している
印鑑を押印しなければならない。

7 登記官は、代表者等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当
たつて必要があると認めるときは、会社の代表者等に対し、出頭を
求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める
ことができる。

(帳簿等)

第三十四条 「略」

2 「略」

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつ
づり込むものとする。

「一七 略」

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二
第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む）。

（並びに第三十一条の三第五項第一号の申出に関する書類（添付
書面を含む。）

「八十一 略」

「4・5 略」

(嘱託による登記)

申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が
登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6 登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させる
に当たつて必要があると認めるときは、株式会社の代表取締役等に
対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の
提供を求めることができる。

(帳簿等)

第三十四条 「同上」

2 「同上」

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつ
づり込むものとする。

「一七 同上」

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二
第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む）。

（並びに第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類（添付
書面を含む。）

「八十一 同上」

「4・5 同上」

(嘱託による登記)

第四十条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定（第三十一条の三を除く。）を準用する。

2 「略」

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条 次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一 「略」

一の二 第三十一条の二第二項及び第六項第一号、第三十一条の三第一項及び第五項第一号、第八十一条の二第二項、第七項及び第九項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出（前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第二百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という。）

「二〇八 略」

第四十条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定を準用する。

2 「同上」

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条 次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一 「同上」

一の二 第三十一条の二第二項及び第六項第一号、第三十一条の三第一項及び第四項第一号、第八十一条の二第二項、第七項及び第九項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出（前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第二百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という。）

「二〇八 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条 各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（商業登記規則等の準用）</p> <p>第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第三十一條の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條第二項、第五十八條から第六十條まで、第七十五條、第九十八條から第一百四條まで、第一百五條の二から第九條まで、第一百一條、第一百十二條及び第一百十四條から第一百十八條までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十六條第一項</p>	<p>（商業登記規則等の準用）</p> <p>第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第三十一條の二まで、第三十二條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條第二項、第五十八條から第六十條まで、第七十五條、第九十八條から第一百四條まで、第一百五條の二から第九條まで、第一百一條、第一百十二條及び第一百十四條から第一百十八條までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十六條第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一</p>

並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第一百十条並びに第一百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含む、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「各種法人等（各種外国法人を含む。以下この条において同じ。）の代表者（外国法事務弁護士法人、監査法人（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるものを除く。）、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び弁理士法人にあつては当該法人の社員、日本弁護士連合会及び弁護士会にあつては副会長を含み、

条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第一百十条並びに第一百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

各種外国法人の日本における代表者を除く。」又は代理人」と、「ともに」とあるのは「ともに、独立行政法人等（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等及びこれに準ずる法人として法務大臣が指定するものをいう。以下この条において同じ。）において代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合を除き」と、同項第一号中「上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置」とあるのは「代表者等住所非表示措置」と、同号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあっては、当該営業所」とあるのは「主たる事務所（当該各種法人等が各種外国法人等である場合にあっては、日本に設けた事務所」と、「実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあっては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）」とあるのは「実在すること」と、「本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあっては、日本における代表者の住所）」とあるのは「主たる事務所の所

「在場所」と、同項第二号中「上場会社以外の会社の支配人」とあるのは「代理人」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）第五条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）」とあるのは「認められないとき」と、「上場会社」とあるのは「独立行政法人等」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条 特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第四百四条まで、第四百五条の二から第四百九条まで、第四百十一条、第四百十二条、第四百十四条、第四百七条並びに第四百八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「<u>登記所</u>」と、同規則第三十一条の三第一項中「<u>会社</u>（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第四百四条まで、第四百五条の二から第四百九条まで、第四百十一条、第四百十二条、第四百十四条、第四百七条並びに第四百八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「<u>登記所</u>」と、同規則第六十一条第一項中「<u>定款の定め</u>」とあるのは「<u>定款若しくは資産流動化計画の定め</u>」と、「<u>定款</u>」とあるのは「<u>定款、資産流動化計画</u>」と、同規則第九十三条中「<u>会社法第九百三十三条第五項</u>」と</p>

者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く」とあるのは「特定目的会社の代表者（取締役及び監査役を含む）」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」とあるのは「特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）第三條において準用する第八十一条第一項」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三百三十四条第四項（同法第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

あるのは「資産の流動化に関する法律第三百三十四条第四項（同法第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段及び第二項を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条(第一項第四号を除く。)、第三十一条から第三十一条の三まで(同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。)、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第一百四十五条まで、第一百五條の二から第九十九条まで並びに第一百八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第八条 商業登記規則第一条の二第二項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段及び第二項を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条(第一項第四号を除く。)、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第一百四十五条まで、第一百五條の二から第九十九条まで並びに第一百八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約</p>

項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含む、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（組合員又は清算人が法人である場合における当該組合員又は当該清算人の職務を行うべき者を含む。）」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」若しくは第百十七条第三項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則

及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第一百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）」又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）」又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

則（平成十年法務省令第四十七号）第八条において準用する第八十条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第一百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条 投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第一百四十四条まで、第一百五十五条の二から第一百二十二条まで、第一百十四条、第一百十七条並びに第一百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「<u>登記所</u>」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第一百四十四条まで、第一百五十五条の二から第一百二十二条まで、第一百十四条、第一百十七条並びに第一百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「<u>登記所</u>」と読み替えるものとする。</p>

人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。
「又は会社の支配人」とあるのは「投資法人の代表者」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。」とあるのは「投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）第三条において準用する第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
<p>(提供する情報の範囲)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第三項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による代表者等住所非表示措置が講じられることとなるもの</p> <p>「三〓六 略」</p> <p>「2 略」</p>	<p>(提供する情報の範囲)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第二項の規定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの</p> <p>「三〓六 同上」</p> <p>「2 同上」</p>

(一般社団法人等登記規則の一部改正)

第七条 一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二号まで、第二十七条から第三十一条の三まで(同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。)、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第</p>	<p>(商業登記規則の準用)</p> <p>第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二号まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五号、第百十七号並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等</p>

百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含む、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）の代表者」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一

の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第二項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議

条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）とあるのは「一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に

員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。

関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三号第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百零八条（第五号及び第六号を除く。）」、第四百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）」、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無

（又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条（第五号及び第六号を除く。）」、第四百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）」、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五百五十条又は第二百四条」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第二百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十条又は第二百四条」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第一百三十三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に講じられている第一条の規定による改正前の商業登記規則第三十一条の第三第二項の規定による措置は、第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第三項の規定による措置とみなす。

（特例有限会社についての商業登記規則の規定の適用）

第三条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社についての第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人」とあるのは、「取締役、監査役、清算人」とする。